# 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政 策の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の定めるところにより、農林地等を譲渡した場合)		
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の 税目	(法人税:義)(国税) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税) (所得税:外)(国税) (住民税:外(自動連動))(地方税)		
3	内容	《制度の概要》 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に基づき、市町村が作成する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の5第1項、第68条の76		
4	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課		
5	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成 28 年度~令和2年度		
6	創設年度及び改正経緯	平成5年度創設		
7	適用期間	恒久措置		
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と、中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進といった地域の特性に即した農林業等の振興を図る。 《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)(抄) (中山間地域等の振興) 第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以		

下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 2 (略)

〇特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備 の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号)

法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、 (中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を 促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即し た農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい 農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。

その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」 (法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の 一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促 進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号 (注))を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確 保」等を図ることとしている。

(注) 法第2条第3項第3号

農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。

- 〇食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべ き施策
  - 3. 農村の振興に関する施策
  - (1)地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
  - ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

中山間地域は、(中略) 我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っている。(中略)中山間地域等を、今後も安定的に維持していくためには、(中略)中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示する。

また、中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進する。

〇農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂)

#### Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(中略)地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

(中略)

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

(中略)

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

### ② 政策体系に おける政策 目的の位置

付け

### 《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

3. 農村の振興

《政策分野》

③ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

## ③ 達成目標及 びその実現 による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

市町村が作成する促進計画により、農林地等を多様な担い手に円滑に譲渡し、中山間地域等の特性を活かした多様な農業経営を推進することを通じ、過疎化・高齢化等に伴う耕作放棄地化等を防止する。

(「食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)」に掲げた令和12年時点で確保される農地面積414万haの達成に寄与。なお、多様な農業経営の推進は、地域の特性を活かして所得を確保する経営といった、技術導入や複合経営化など、様々な手段や経営形態での取組により実現されるものであるため、数値による達成目標の設定が困難。)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄 与》

本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、 譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、 地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、多様 な農業経営の推進及び豊かで住みよい農山村の育成に寄与す る。

### 有効性等 ① 適用数 適用数 単位:件 平成 平成 平成 令和 令和 区分 28 年度 29 年度 30 年度 元年度 2年度 (実績) (実績) (実績) (実績) (実績) 適用数 0 ※ 農村振興局地域振興課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法 律第8号)に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措 置等の適用数を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用数は同一。 適用実績がない理由として、農業経営基盤強化促進法に基づ く利用権設定等促進事業といった、他の制度により権利移転が 行われていること、研修施設や交流施設の設置など、税制特例 の対象とならない譲渡が行われていることが可能性として考え られる。 ② 適用額 適用額

単位:百万円

0

	平成	平成	平成	令和	令和
区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	_	_	_	_	_
法人事業税	_	ı	I	ı	_
法人住民税	-	I	I	ı	_

- ※ 農村振興局地域振興課調べ。
- ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法 律第8号)に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措 置等の適用額を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。

#### ③ 減収額 減収額

単位:百万円

	平成	平成	平成	令和	令和
区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	_	_	_	_	_
法人事業税	_	ı		ı	_
法人住民税	_	_	_	_	_

- ※ 農村振興局地域振興課調べ。
- ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法 律第8号) に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措 置等の適用額を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。

		4	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農山村地域において人口減少・高齢化が進行する一方、田園 回帰による農村への人の流れが継続しており、同地域の主要産 業である農林業の振興はますます重要となっているところ、本 措置により農林地等の農林業上の利用確保が図られる。
				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所 得の特別控除として、本特例措置と類似のものがあるが、そこ では農用地から林地への地目転換を行う譲渡は対象となってお らず、本特例が廃止された場合対応できないケースがある。ま た、特定農山村法に基づく所有権の移転等が発生する際、本措 置が、譲渡後の農林地の農林業上の利用、農業の多様な担い手 (複合経営、集落営農を含む)の農地利用を促すインセンティ ブとなることで、中山間地域における耕作放棄地の発生防止が 期待される。
		5	税収減を是 認する理由 等	直近の平成 28 年度から令和 2 年度における本措置の適用実績がないため、本措置による税収減に見合う効果等の定量的な分析はできないが、本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等の農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や、より有力な農業の担い手への農地集積の取組等にも寄与するものであることから、減収額を上回る効果があるものと考えられる。
10	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与え、農林地の農林業上の利用を促す措置である。 他の手段と比較した場合、補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないことから、本措置の方が誘導効果は高く、妥当である。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	本措置は、市町村が定めた所有権移転等促進計画に基づき実施することから、地方公共団体が協力するのは適当である。
11	有識者の見解			-
12	評価結果の反映の方向性		映の方向性	中山間地域は、農地に傾斜があるなど生産条件が不利であるため、人口減少・高齢化等に伴い耕作放棄地が発生しやすいと考えられる。本特例措置は、今後の農村の担い手として期待される複合経営や集落営農も含めた多様な担い手への農林地譲渡を促すことで、耕作放棄地化等防止し、農林地等の農林業上の利用確保を通じた、多様な農業経営の推進に寄与する。

		このようなことから、近年実績はないが、引き続き本特例措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 28 年 8 月